

PL病院 院内がん登録管理規程

(位置づけ)

第1条 本規程はPL病院における院内がん登録業務の管理全般にかかる事項を示したものである

(責任部署)

第2条 院内がん登録の実務にかかる業務は診療情報管理課の主管とする。尚、当該運用の見直しならびに審議決定事項が発生した場合は、院内がん登録委員会が主管とする。

(運用)

第3条 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準的な登録様式に準拠することとし、登録項目を追加することができる。

第4条 登録対象者を抽出するに当たっては、国立がん研究センターが提示する基準に準拠して、病名やがんの診断等から幅広く登録対象者を探索するとともに、登録の漏れ等を防ぐため、病理学的検査等の対象者からも探索することとする。これらの探索を行った上で、探索された者の診療記録を参照して、登録対象者となるかを判定するとともに、既存の院内がん情報と重複しないかを確認することとする。

第5条 登録情報の正確性を確保するため、第3条の標準的な登録様式に沿って、必要な情報が正確に登録されていることを確認することとする。また、集計結果の指標の評価に当たっては、国立がん研究センターが提示する指標を参考することとする。

第6条 病院の管理者は、がん登録等の推進に関する法律・第二章全国がん登録・第三節情報の利用及び提供・第二十条(病院等への提供)に基づき、都道府県知事に対し、当該病院が届け出たがんに係る都道府県がん情報の提供を請求することができることとされていることを踏まえ、登録対象者について、適宜、生存の状況を確認することとする。

(個人情報の取扱)

第7条 院内がん情報は、厳格に保護されなければならないが、実務者その他の関係者は、患者本人等に対するがんの告知の状況も踏まえ、その取り扱いに関し十分に留意することとする。

第8条 当該情報の取り扱いに関する情報セキュリティの基本方針は、別途定める規程に準拠する。

附則

本規程は、平成 28 年 11 月 17 日より施行する